

まちづくり 懇談会を 開催します

町内9カ所でまちづくり懇談会を開催します。各地区で皆さんと懇談を行うことで、より良いまちづくりを進めていきたいと思えます。日程は左表のとおりです。

どなたでも参加できます。多数の方が出席してください。

問い合わせ先

企画財政課 ☎(48)1111 (内204)

行政区	日時	会場
横松 萩津 宮	7月19日(水) 19:00~21:00	宮津公民館
宮津山田 宮津団地 阿久比団地	7月20日(木) 19:00~21:00	宮津団地老人憩の家
高根台	7月21日(金) 19:00~21:00	高根台集会所
白沢 白沢 メイツ巽ヶ丘	7月24日(月) 19:00~21:00	白沢区民館
板山住 福住園高台	7月25日(火) 19:00~21:00	福住老人憩の家
草木	7月26日(水) 19:00~21:00	草木公民館
坂部 卯之山	7月28日(金) 19:00~21:00	中央公民館本館
阿久比 阿久比 矢岡口岡	7月31日(月) 19:00~21:00	勤労福祉センター (エスペランス丸山)
植古根	8月1日(火) 19:00~21:00	植公民館

戸籍の窓口から

第七回 戸籍の届け出

今回は婚姻届・離婚届です。

婚姻届に必要な書類は

婚姻届の用紙を各市区町村役場で受け取ってください。

婚姻届は夫妻どちらかの住所または本籍地の市区町村役場に届け出ます。提出先に本籍がない場合は、戸籍謄本も必要です。

婚姻届・離婚届は二十四時間届け出が可能です。

届け出をする方の本人確認をさせていただきます。運転免許証など顔写真付きの公的機関発行書類を提示してください。本人確認ができない場合や、窓口に来られない方には文書を郵送で送付して本人確認を行います。

閉庁時に婚姻届と同時に

住所変更届を提出できます

阿久比町では、婚姻届と同時にあれば閉庁時でも転入・町内転居の届け出ができます。

住民異動届(転入の方は転出証明書と合わせて)が必要です。宿日直者から異動届の用紙を受け取り記入してください。

阿久比町以外へ届け出る方は、各市区町村に確認をしてください。

離婚届に必要な書類は

婚姻届と同様、離婚届の用紙を各

市区町村役場で受け取ってください。離婚届は本籍地または夫妻の住所地(住所が異なる場合はどちらかの住所地)の市区町村役場に届け出ます。

提出先に本籍がないときは、戸籍謄本も必要です。裁判離婚の方は、調停調書の謄本、審判書、判決の謄本のいずれかと確定証明書を添付してください。

離婚をするとき名字は

婚姻の際に名字を改めた方は、離婚後旧名字が現在の名字かどうかを名乗るか選択ができます。

引き続き現在の名字を名乗る方は離婚届と「離婚の際に称していた氏を称する届」の提出が必要です。離婚から三カ月以内に届け出をしてください。

夫婦に子供がいる場合、子の名字は離婚届を出しても変わりません。

離婚の際、親権者の選択をしますが、現在の戸籍から異動することはありません。離婚により夫婦の戸籍から除籍された方と同じ戸籍へ異動するには、別に届け出が必要です。

問い合わせ先

住民福祉課 戸籍住民係

☎(48)1111

(内225・224)